



消安全第 126 号
平成 28 年 4 月 20 日

国土交通省自動車局長 藤井直樹 殿

消費者庁次長 川口康裕



貸切バス等の安全情報の見える化について（要請）

消費者が貸切バスの安全性を考慮して、バス商品を選択するためには、安全性評価認定制度に基づく「SAFETY BUS」（セーフティバス）マーク等の安全情報が、消費者向けに分かりやすく情報提供されることが重要です。既に一部の事業者（旅行業者、サイト運営事業者、バス事業者）においては、こうした安全情報の表示が進んでいるものの、いまだ十分には広がっていない状況です。

軽井沢スキーバス事故を受け、消費者庁では貸切バスや高速乗合バスについて、消費者の利用状況、安全性に関する意識等について把握するため、アンケート調査を行いました（アンケートの詳細は別添参照。）。

アンケート調査の結果からは、現状では「SAFETY BUS」（セーフティバス）マーク等のバスの安全性認定に関する制度を知らない消費者が多い一方で、バス事業者の安全対策の取組を確認することへの消費者の潜在的ニーズは高いことが分かりました。

本調査結果を踏まえ、貸切バスの安全情報の見える化について、下記のとおり対応されるよう、要請します。

記

1. 本調査結果を踏まえ、「SAFETY BUS」（セーフティバス）マーク等の安全情報が、バスツアーのパンフレットやウェブ上の広告表示等において、消費者にとって分かりやすく提供されるように制度を検討すること。
2. 本調査結果を関係事業者に速やかに情報提供し、安全情報の見える化に関する事業者の取組を促すこと。

